

令和4年11月11日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和4年11月18日（金）
までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和4年10月18日（火）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和4年10月20日（木）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
 - ①犯罪捜査のための通信傍受に関する規程
 - ②心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程
 - ③仮釈放・保護観察等事件事務規程
 - ④刑事統計調査規程
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
 - (1) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3①のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

「犯罪捜査のための通信傍受に関する規程」（平成12年8月2日法務省刑総訓第936号大臣訓令）（令和元年6月28日最終改正）
 - (2) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3②のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

「心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程」（平成17年7月8日法務省刑総訓第892号大臣訓令）（令和元年6月28日最終改正）
 - (3) 行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3③

のとおり記載されたことについて、あなたの請求趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程」（平成20年4月23日付け法務省保観訓第261号）

(4) 行政文書開示請求書の記1 「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3④のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

「刑事統計調査規程（平成3年法務省司調訓第502号大臣訓令）（平成18年1月20日最終改正）」

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかにつき回答願います。

また、上記（1）及び（2）の行政文書は、本文と書式例で構成されているところ、同行政文書を請求される場合は、全て必要か、本文のみ必要か又は書式例のみ必要かについても併せて回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は4件、開示請求手数料は1,200円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙1,200円分を受領していますので、過不足はありません。